

令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る 適切な受検機会の確保について

本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず用意された検査日程で受検できない生徒の受検機会を確保するために、次のⅠ、Ⅱのとおり対応するものとする。

Ⅰ 入学者選抜実施要綱における追検査の受検資格について

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。面接等を含む）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)又は(イ)に該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受検した者は除く。

- (ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者
- (イ) 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった場合

上記は、具体的には次の①～④等に相当する。

- ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者
- ② 検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者
- ③ 検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者
- ④ 検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者

追検査の受検の手続について

令和6年度入学者選抜実施要綱 p.27 9追検査(2)出願手続に従って行う。

出身中学校等の校長が出願先高等学校長へ提出する「証明書類」について

原則、医師の診断書等の証明書類を提出するものとする。ただし、③④に該当し医師の診断書の提出が難しい場合には、代わりに、出身中学校等の校長が証明する『申告書』（別紙様式第25号-2）を提出する。

Ⅱ 推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜（以下「推薦選抜等」とする）における特例日（追検査日）に関わる実施要綱（島教指第879号）における、特例日（追検査日）の受検対象者について

高等学校が設定した実施日に、新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検生で医師の診断書等の公的証明書類を提出し、当該高等学校長が認めた者

「新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検生」とは、Ⅰ①～④等に該当する者とする。

特例日（追検査日）の受検の手続について

令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜 推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜における特例日（追検査日）に関わる実施要綱内の手続要領に従って行う。

中学校等の校長が出願先高等学校長へ提出する「公的証明書類」について

原則、医師の診断書等の証明書類を提出するものとする。ただし、Ⅰ③④に該当し医師の診断書の提出が難しい場合には、代わりに、中学校等の校長が証明する『推薦選抜等に係る申告書』（別紙様式Ⅰ-2）を提出する。